

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○地籍調査の成果について認証した件二件	六九
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	六九
○県営土地改良事業計画を変更した件	六〇
○保安林の指定施業要件を変更する件三件	六〇
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	六〇
○道路の供用を開始する件	六一
公 告	
○落札者を決定した件二件	六一
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	六一
○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更する件	六一
○一般競争入札を行う件	六四
福島県公安委員会	
○道路交通法による指定講習機関として指定を受けた者から変更の届出があった件	六六
○道路交通法による運転免許取得者教育の認定を受けた者から変更の届出があった件	六六
福島県選挙管理委員会	
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	六六
○不在者投票のできる施設として指定した件	六六
正 誤	
○平成二十八年七月五日付け定例第二千八百十号中	六六

告 示

福島県告示第八百七十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

湯川村

二 成果の名称

河沼郡湯川村大字桜町の一部の地籍図及び地籍簿（森台地区）

（農村計画課）

福島県告示第八百七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 調査を行った者の名称

湯川村

二 成果の名称

河沼郡湯川村大字清水田の一部の地籍図及び地籍簿（米丸地区）

（農村計画課）

福島県告示第八百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から令和二年十一月二十七日付で申請のあった定款の変更について、同年十二月二日認可した。
令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第八百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から令和二年十一月二十六日付で申請のあった定款の変更について、同年十二月二日認可した。
令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、地見城地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和二年十二月十四日から

令和三年一月五日まで（二十三日間）

縦覧の場所

田村市役所

（農村計画課）

福島県告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二 二本松市上長折字鈴木内一、二、一、三の一、一、七の一、一九九の一、二四四

- 保安林として指定された目的

水害の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 伊達市保原町柱田字高森三

- 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができ立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二本松市西勝田字高瀬一五九、一六〇

- 保安林として指定された目的

水害の防備

- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができ立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

芳賀長市 赤松政範 野澤幸夫 竹野谷幸雄 芳賀三千雄 星克己 野沢久雄 芳賀恒夫 黒川イ子ヨ 芳賀亮悦 星光雄 星要吉 野澤幸夫 竹野谷幸雄 芳賀恒夫

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第七百四十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第八百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町小綱木字仲田八番一 地先から 同 郡 同 町小綱木字一ノ関六番 四地先まで	令和二年二月一四日

（道路計画課）

公 告

公告第267号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立テクノアカデミー郡山ほか6施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
38,094,947円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年9月8日

（商工総務課）

公告第268号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年12月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 160台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社共栄ブレーン 福島県福島市飯坂町平野字代12番地の20
- 5 落札金額
12,663,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年9月25日

（入札用度課）

公告第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

公告第二百七十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第四項の規定により、新地町復興整備計画に相馬地方都市計画の変更に係る相馬地方都市計画に定めるべき事項を次のとおり記載する予定である。

令和二年十二月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 都市計画の変更の種類及び名称

1 種類 相馬地方都市計画道路

2 名称 三・六・一〇号浜畑磯山線

三・六・一一号樋掛田浜田線

二 都市計画の変更を定める土地の区域

1 新たに都市計画に含まれる土地の区域

相馬郡新地町のうち、駅前一丁目及び駅前二丁目の各一部の区域、谷地小屋字樋掛田及び字萩崎の各一部の区域並びに小川字八幡前及び字浜田の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

相馬郡新地町のうち、今泉字浜畑の一部の区域、大戸浜字南中磯塩入、字吾安谷地、字北中磯塩入、字北迫塩入、字小沢、字小沢北、字前田上、字前田西、字浜南、字前田下、字浜北及び字牛川の各一部の区域、小川字田中、字谷地畑、字谷地添、字アカト、字深町、字浜田及び八幡前の各一部の区域、駅前一丁目及び駅前二丁目の各一部の区域、谷地小屋字町裏、字中浜田、字南谷地、字谷地田、字樋掛田及び字萩崎の各一部の区域並びに大字埒木崎字埒南浜田、字台前、字作田、字西田、字作田後、字南向、字南向浜田、字北向浜田及び字磯山の各一部の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課及び新地町都市計画課

2 縦覧期間

令和二年十二月十一日から同月二十五日まで

その他

相馬地方都市計画道路を変更する案について、新地町の住民及び利害関係人は、東日本大震災復興特別区域法第四十八条第五項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県相双建設事務所長又は新地町長を経由して、三の2に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

（都市計画課）

公告第271号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年12月11日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン 2 59台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月29日（月）
- (4) 納入場所 福島県危機管理部災害対策課
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 令和2年6月16日（火）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年1月6日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年1月6日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年12月11日（金）から令和3年1月6日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに令和2年12月29日（火）から令和3年1月1日（金）までを除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年12月17日（木）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年12月17日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年1月21日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年1月20日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Notebook Personal
Computer 2 59 units
 - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 21 January 2021
 - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 January 2021
 - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第70号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定を受けた指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年12月11日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る指定講習機関として指定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
会津総合開発株式会社	名称	株式会社平和総合企業	会津総合開発株式会社
	代表者の氏名	杉原 稔	荒川 輪吉

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第71号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者教育を行う者から、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

令和2年12月11日

福島県公安委員会委員長 山本真一

届出に係る運転免許取得者教育の認定を受けた者の氏名又は名称及び変更した事項

氏名又は名称	変更した事項	変 更 前	変 更 後
会津総合開発	名称	株式会社平和総合企業	会津総合開発株式会社

株 式 会 社	代 表 者 の 氏 名	杉 原 稔	荒 川 輪 吉

(運 転 免 許 課)

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 四 十 八 号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和二年十二月一日現在において、次のとおりである。

令 和 二 年 十 二 月 十 一 日

福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 遠 藤 俊 博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、七六二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九八、五〇九
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七 八、四 二 一	選 挙 区	一 七、九 七 〇
田 村 市	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡		

ページ 段 行 正 誤

正 誤

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
株式会社 福寿会 いわきふるさと楽園 ペンシエロ	いわき市平下荒川字大作一三二一

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第四十九号
 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和二年十二月二日次のとおり指定した。
 令和二年十二月十一日

二本松市	一五、四〇六	双葉郡	一七、六一三
相馬市相馬郡新地町	一一、八九八	石川郡	一一、〇四九
喜多方市耶麻郡	二〇、七七〇	東白川郡	八、八三三
須賀川市岩瀬郡	二六、三〇八	大沼郡	七、二〇九
白河市西白河郡	三〇、四二二	河沼郡	六、二二二
いわき市	九〇、二二〇	南会津郡	七、三七八
郡山市	九〇、一一九	本宮市安達郡	一〇、七九〇
会津若松市	三三、〇〇八	伊達市伊達郡	二六、八七三
		南相馬市相馬郡飯館村	一八、八六四

○平成二十八年七月五日付け定例第二千八百十号中

四一七	上	六	一七・〇	一一・〇
-----	---	---	------	------